

証券コード7239  
平成18年6月6日

株 主 各 位

東京都昭島市松原町3丁目3番7号

株式会社タチエス

代表取締役社長 樽見耕作

## 第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」及び同封の添付書類「第54期報告書」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成18年6月27日（火曜日）午後5時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成18年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都昭島市松原町3丁目3番7号  
株式会社タチエス 本社3階講堂
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第54期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第54期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）貸借対照表及び損益計算書並びに定款授權に基づく取締役会決議による自己株式買受け報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 第54期利益処分案承認の件
- 第2号議案 役員賞与支給の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 信託型ライツプラン導入のために特に有利な条件で新株予約権を発行する件
- 第5号議案 取締役9名選任の件
- 第6号議案 監査役1名選任の件
- 第7号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

(お願い)

- 1.出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 2.代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限るものとさせていただきます。
- 3.議決権不統一行使を行う株主様は、株主総会の3日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ)

- 1.招集通知に添付すべき計算書類、連結計算書類及び監査報告書謄本は、別添の「第54期報告書」のとおりであります。
- 2.議案の内容等につきましては、後記の「株主総会参考書類」をご参照ください。
- 3.修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ (<http://www.tachi-s.co.jp/>) にて修正後の内容を開示いたします。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 第54期利益処分案承認の件

当期の利益処分案は、当期の業績その他諸般の状況を勘案し、別添の「第54期報告書」23頁に記載のとおりといたしたいと存じます。

当期の利益配当金につきましては、安定した配当を継続して実施していくことを基本に、業績及び配当性向等を総合的に勘案して、1株につき5円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は1株につき10円となります。

### 第2号議案 役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の業績その他諸般の状況を勘案し、当事業年度末日の取締役9名のうち、社外取締役の工藤恭一氏を除く8名に対し、総額3,000万円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に対する金額の決定については、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 公告方法については、周知性の向上及び公告掲載費の削減を図るため、電子公告制度を採用するものとし、併せてやむを得ない事由により電子公告によることができない場合の措置を定めるため、現行定款第4条(公告の方法)について所要の変更を行うものであります。

(2) 会社法(平成17年法律第86号)並びに会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)及び会社計算規則(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり定款の変更を行うものであります。

社外取締役及び社外監査役として独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう社外取締役及び社外監査役との間で、責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第25条（社外取締役の責任限定契約）及び変更案第32条（社外監査役の責任限定契約）を新設するものであります。なお、第25条の新設については、各監査役の同意を得ております。

上記の他、会社法に基づく必要な規定の加除、修正、移設、みなし規定の追加など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 （条文省略）	第1条 （現行どおり）
第3条  （新 設）	第3条  <u>（機 関）</u> <u>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株 式 (発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、14,000万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 — <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、14,000万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 (第9条第2項に移設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>— 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の单元未満株式を有する株主は、その单元未満株式の数と併せて1单元の株式の数となるべき数の株式を当会社に対して売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、買増請求があるときに、当社が譲渡すべき自己株式を所有していない場合はこの限りでない。</p> <p>— 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規定による。</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>— 前項の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 当社の株券の種類、<u>株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。</u></p>	<p>(株式取扱規定)</p> <p>第12条 当社の株券の種類<u>並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他の株式又は新株予約権及び株券喪失登録に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p>
<p>第 3 章 株主総会 (招 集)</p> <p>第12条 (条文省略)</p>	<p>第 3 章 株主総会 (招 集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議 長) 第13条 (条文省略)</p> <p>(決議方法) 第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、<u>出席株主の議決権の過半数によって行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(議 長) 第15条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 (現行どおり)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の定員及び選任)</p> <p>第16条 当社の取締役は、9名以内とする。 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>その就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役、役付取締役の選任)</p> <p>第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により定める。</u></p> <p><u>取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長1名及び取締役社長1名を選任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第19条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の定員及び選任)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長1名及び取締役社長1名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第21条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</p> <p>(取締役会規定)</p> <p>第21条 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役会の招集権者及び議長)</u></p> <p>第22条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会規定)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(社外取締役の責任限定契約)</u></p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の定員及び選任) 第22条 当社の監査役は、4名以内とする。 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第23条 監査役の任期は、<u>その就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>(常勤の監査役) 第24条 <u>監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役の報酬) 第25条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第26条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の定員及び選任) 第26条 (現行どおり)  (現行どおり)  監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役) 第28条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、<u>この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規定) 第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算 (決算期) 第28条 当社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金) 第29条 当社の<u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第30条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という。)</u>をすることができる。</p>	<p>(監査役会規定) 第31条 (現行どおり)</p> <p>(<u>社外監査役の責任限定契約</u>) 第32条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 6 章 計 算 (事業年度) 第33条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>) 第34条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(中間配当) 第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、<u>中間配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(除斥期間)</p> <p>第31条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない場合は、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>受領遅滞の配当金については、利息をつけない。</p>	<p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p>第36条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>(現行どおり)</p>

## 第4号議案 信託型ライツプラン導入のために特に有利な条件で新株予約権を発行する件

会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含みます。）第238条、第240条及び第309条の規定に基づき、以下の要領により、募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととすることが新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件である新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

### 一．信託型ライツプラン導入のために特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

#### 1．信託型ライツプラン導入の目的

##### (1) 当社の企業価値向上の取り組みについて

###### 『優れたシートはキャビンの主役』

当社は、このシートへの想いを形にし、車社会へ貢献することで、企業の社会的責任を果たしてきております。この想いを原点に、自動車シートの主要メーカーとして、企業価値を安定的かつ持続的に向上させることにより、株主等ステークホルダーの皆様に貢献してまいりたいと考えております。

当社が関連する国内の自動車業界におきましては、市場も一段と成熟化が進み、今後生産量の大幅な増加は期待できない環境下にあります。これに伴い、自動車シート業界におきましても、この環境変化に対応した変革が求められております。自ずと国内市場だけでは限界があり、海外市場への展開が課題となっております。

当社は、この環境のもとで、更なる企業価値の向上を目指した長期の事業目標として『ビジョン2010』を策定し、平成22年（2010年）度までに、海外市場に対応できる企業を目指しております。

『ビジョン2010』で策定した事業目標は次のとおりです。

世界の主要拠点で、開発から生産まで一貫した事業展開をすること

技術開発力で、業界トップクラスの評価を受けること

世界市場で優位に立つために必要な事業規模（世界シェア5%）になること

グローバルで対応ができる事業体質をもつこと

また、新たな経営理念として『私たちは技術の創造を通じて、世界のお客様に信頼と感動を与える商品を提供し、社会に貢献する』を掲げて、世界トップレベルの自動車シートメーカーを目指しています。

具体的には、平成22年度までの長期目標を実現するために、前期中期事業計画（平成17年度～平成19年度）と後期中期事業計画（平成20年度～平成22年度）の2段階で達成することにしています。

まず、前期中期事業計画では、次の施策を展開しております。

開発拠点としては、日本を基軸にしつつ、さらに北米地域を拡充し、新たに欧州地域においても基盤を整備しております。

事業拠点では、既存事業に加えて、平成16年度はカナダ事業を、本年度は米国に新規事業の展開を準備するとともに、メキシコ事業も拡充しております。中国では、既存の3事業に加え、新たに広州地区に3事業を並行して準備を進めております。また、欧州では、英国で新規事業を進めております。

この前期中期事業計画を実施することで、グローバル企業への足固めをしてまいります。

後期中期事業計画では、これらの積極策を着実に積み重ね、競争力をさらに高めていくことで、平成22年度までに『グローバルシートメーカー』の仲間入りを果たしたいと考えております。

こうした企業価値の向上に取り組む一方、コンプライアンスの観点からは、倫理委員会の設置や社内通報制度の導入を行い、社内体制の整備をしております。

また、経営管理機能の強化と透明性の確保のために、社外取締役、社外監査役の選任、取締役の任期1年への短縮などを実施しており、本定時株主総会におけるご承認を前提に、今年度より、社外取締役を1名増員し、さらに監査体制を強化充実するなど、コーポレートガバナンスのより一層の充実を図る所存でございます。

なお、当社の事業展開等に関しまして、株主や投資家の皆様により理解していただくため、積極的なIR活動を展開してきております。

## (2) 信託型ライセンス導入の必要性について

日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあります。株式持合い構造の解消による安定株主の減少、グローバル化の進展に伴う競争の激化、企業買収に関わる法制度の改正等、企業を取り巻く経営環境が大きく変化してきております。こうした中で、友好的な企業買収のみならず、敵対的な企業買収も生じうる環境になりつつあります。敵対的な企業買収の中には、その目的や買収後の経営方針等に鑑み会社の企業価値を損なうものや、会社や株主に対して買収提案の内容等を検討する十分な時間や情報を与えないもの等、会社の株主等ステークホルダーの利益を害する不適切なものがあり得ます。



さて、当社は、創業以来、自動車シートの専門メーカーとして、多くの自動車メーカーよりお取引いただいております。このビジネスの特長を生かして、今日まで事業を維持発展させてまいりました。国内における自動車メーカーと自動車シートメーカーとの取引関係は特定されているのが一般的であり、当社は極めてユニークな存在であります。今後とも、このビジネスの強みを安定的に維持、発展していくためには、特定の企業グループにくみすることなく、当社の独自性に基づく自主自立の企業環境を継続していくことが前提となります。

前記（１）で述べましたように、現在、当社は長期の事業目標を実現するために、中期事業計画の実行を通して、事業形態をグローバル化し、企業価値の向上を目指しております。この実行に当たっては、ビジネスの拡大が前提条件となり、そのためにも当社の独自性を維持することが不可欠であります。

一方で、不適切な企業買収が行われた場合には、当社の独立系メーカーとしての独自性や企業価値向上策が阻害され、重要な顧客や収益機会を喪失することが懸念されます。このような事態が生じた場合は、当社の企業価値が大きく毀損される恐れがあります。

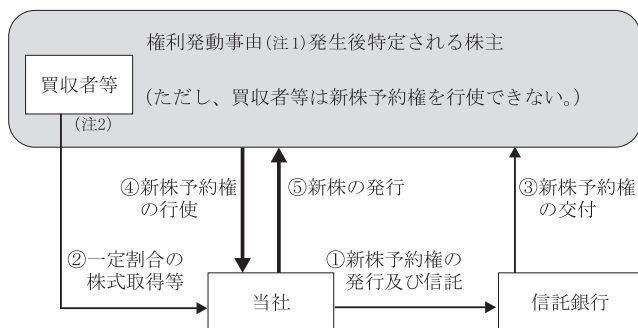
当社は、現時点におきましてこのような不適切な企業買収の対象となっているとは認識しておりませんが、将来不適切な企業買収者が現れることも考えられ、このような事態が生じた場合において、当社の企業価値が毀損されることを未然に防止するために、不適切な企業買収を相当の範囲で抑止する仕組みとして、信託型ライセンスを導入することといたしました。

当社が今回導入する信託型ライツプランは、導入に際して有効期間の限定、新株予約権の消却の可能性、新株予約権を行使することができない客観的条件の設定等、買収防衛策が経営陣の保身のために恣意的に利用されないことがないよう、合理性を十分有しております。また、本信託型ライツプランを導入するに当たり、新株予約権に関する細則（以下「新株予約権細則」といいます。）を制定し、この細則に基づき、当社経営陣から独立した第三者機関として、社外取締役、社外監査役及び社外の有識者で構成される特別委員会を設置し、この特別委員会が、当社に対する企業買収発生時に、株主等ステークホルダーの皆様の立場に立ち、信託型ライツプランの発動の適切性を判断する役割を担います。

当社は、弁護士や専門家の見解を踏まえ、導入について真摯に検討を重ねてまいりました結果、当社の現状・特性を考慮した場合、現行法制度のもとで当該信託型ライツプランを採用することが、当社の株主等ステークホルダーの皆様の利益を守るための合理的手段として、最も望ましい方策であると判断し、その一環として、以下の新株予約権を発行するものであります。

## 2. 信託型ライツプランの概要

当社が導入する信託型ライツプランの仕組みの概要は、次のとおりです。



(注1) 後記二.新株予約権発行の要領(9) (カ)で定義されます。後述の(2) (ア)で定義される「権利発動事由」の意義と同じです。

(注2) 後記二.新株予約権発行の要領(9) ( )ないし( )に記載される者をいい、以下本書(別添を除きます。)において「買収者等」と総称します。

### (1) 信託型ライツプランの導入

当社は、新株予約権の有利発行に係る本議案が本定時株主総会において承認された場合、三井アセット信託銀行株式会社(以下「信託銀行」といいます。)に対して、取締役会決議を経て本新株予約権を無償で割り当てる予定です。当社は、本新株予約権の割り当ての日に、本新株予約権を信託財産とする信託契約を締結します。

信託銀行は、その後当該新株予約権を信託財産として受益者のために管理します。将来買収者が出現した場合、信託銀行は、信託契約に定められる手続に従って確定される新株予約権の交付を受けるべき受益者に対して、法令等によって要求される所定の手続を経たうえで、新株予約権を交付することになります。

## ( 2 ) 信託型ライツプランの発動

### 新株予約権の行使条件

(ア) 信託型ライツプランの導入に伴い発行される本新株予約権は、これを行行使すると1個当たり当社の普通株式を原則として1株取得することができるものです。

本新株予約権は、買収者(注3)が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、(a)当社株券等について20%以上の株券等保有割合を保有する者又は保有すると取締役会が認める者になったとして公表(注4)がなされた日から10日間が経過したとき、又は、(b)当社株券等について、買付け後における株券等所有割合が特別関係者のそれとあわせて20%以上となるような公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したとき(以下、上記(a)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」といいます。)に限り、買収者等(注2をご参照下さい。)に該当しない者のみが、これを行行使することができます。

一方、当社取締役会は、新株予約権細則に従い、買収者等が当社の株券等の取得又は所有をしても、不適切な企業買収者としての性質を有しない者と認めて権利発動事由が発生しないようにし、また、この10日という期間を延期することにより権利発動事由発生時点を延期することもできます。この買収を提案する者を不適切な企業買収者としての性質を有しない者として権利を発動させない旨の決定及び権利発動事由発生時点の延期に関する決定につきましては、新株予約権細則に定められる手続に従い、下記で述べる特別委員会の勧告を最大限尊重して判断されます。

(注3) 後記二. 新株予約権発行の要領(9) (セ)に記載される者をいいます。

(注4) 後記二. 新株予約権発行の要領(9) (ケ)で定義されます。

(イ) 本新株予約権は、買収者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、次の(a)ないし(e)に規定する事由がいずれも存在しない場合や、いずれかの事由が存在する場合でも新株予約権を行使させることが相当でない場合には、行使することができないものとされています。

(a) 当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値を損なうことが明白であること

(b) 当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、又はこれを取得した後、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

- ( c ) 当該買収に係る取引の仕組みがいわゆる強圧的二段階買収（注 5）など買収に応じること当社株主の皆様は事実上強要するものであること
- ( d ) 当該買収の条件（対価の価額・種類、買収の時期、買収方法の適法性、買収実行の蓋然性、買収後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の皆様の処遇方針等を含みます。）が、当社の企業価値に鑑み不十分又は不適切であること
- ( e ) 上記（ a ）から（ d ）のほか、当該買収又はこれに係る取引が当社の最善の利益（当社の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとし、以下同じ。）を害する重大なおそれがあること

（注 5）強圧的二段階買収とは、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買収を行うことをいいます。ここで「公開買付け」とは、証券取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けのことをいいます。

(ウ) 買収者による買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会が提示又は賛同する、当該買収とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転を伴う場合で、かつ、以下の4つの条件がすべて満たされる場合には、新株予約権は行使することができないものとされています。

- (a) 当該買収が当社が発行者である株式すべてを現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されること
- (b) 当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み当社の企業価値を損なうことが明白でないこと
- (c) 当該買収に係る取引の仕組みがいわゆる強圧的二段階買収など買収に応じることを当社の株主の皆様にも事実上強要するものではないこと
- (d) 当該買収又はこれに係る取引が当社の最善の利益を害する重大なおそれがないこと

上記(イ)(a)ないし(e)に規定する各事由の該当性、いずれかの事由が存在する場合における新株予約権行使の相当性、さらに上記(ウ)(a)ないし(d)の各条件が充足するか否かにつきましては、新株予約権細則に定められる手続に従い、当社取締役会が下記で述べる特別委員会の勧告を最大限尊重して判断します。

なお、上記(イ)(a)あるいは(ウ)(b)の買収の目的や買収後の経営方針等に関する情報の収集方法等につきましては、下記に記載するとおりです。

(エ) 買収者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、新株予約権を行使することができない場合に該当するときには、当社は本新株予約権全部を無償で取得したうえ、消却しなければならないとされています。

### 特別委員会

当社取締役会は、信託型ライツプランの導入に際し、当該プランが当社や株主等ステークホルダーの皆様の利益のために合理的に運用されることを担保するため、新株予約権細則を採択するとともに、特別委員会を設置することを決議いたしました。

特別委員会を構成する委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役及び社外の有識者の中から、当社取締役会により選任されます。特別委員会の委員は、選任議案が本定時株主総会において承認された場合の社外取締役として木津川迪治氏、社外監査役として河合弘之氏、宮下卓也氏及び有識者として一法師信武氏、木下徳明氏が就任する予定です。

当社に対する買収提案がなされた場合、当社は、すみやかに取締役会決議に基づき特別委員会を開催します。特別委員会は、新株予約権細則に定められる手続に従い、自らまたは当社をして買収者から買収目的、買収後の経営方針、経営施策、買付条件の詳細等の買収提案に関する情報及び資料を入手するなど十分な情報を収集するよう努め、買収提案の内容について検討等を行います。



特別委員会は、信託型ライツプランに関し、権利発動事由発生時点の延期に関する決定、買収を提案する者を不適切な企業買収者としての性質を有しない者として権利を発動させない旨の決定、権利発動事由発生後の行使条件充足の是非、新株予約権の消却等について、新株予約権細則に定められた手続に従い決定し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して最終的に決定を行うものとされています。

特別委員会の決定は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとしています。また、特別委員会の判断が適切になされることを確保するため、特別委員会は、当社の費用負担により、外部の専門家（投資銀行、証券会社、弁護士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとされています。

#### 新株予約権の交付・行使

本新株予約権の権利発動事由が発生した場合には、新株予約権を行使できないと判断される時（注6）を除き、信託契約に定められる手続に従い、権利発動事由発生時点後に別途設定される基準日において株主名簿等に記載され又は記録されている、当社の全株主の皆様（買収者等を含み、自己株式の所有者としての当社を除きます。）が所定の手続きを経た上で新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定され、信託契約の規定に従い、信託銀行から原則としてその所有する当社普通株式1株当たり1個の新株予約権の交付が行われます。

新株予約権の交付を受けられた株主の皆様は、後記二.新株予約権発行の要領（13）に記載のとおり、当社所定の新株予約権行使請求書に必要事項を記載し記名押印したうえ、当社取締役会が別途新株予約権の行使に関して提出を要請する書類を添えて払込取扱場所に提出し、かつ、取得する普通株式1株当たり1円を払込取扱場所に払込むことにより、新株予約権を行使することができることとなります。ただし、上記のとおり、買収者等は、原則として新株予約権を行使できません。

このように、買収者等を除く当社の株主の皆様は、極めて低い価額で当社普通株式を取得することができるようになる一方で、かかる新株予約権の行使の結果、買収者等は、所有している株式が希釈化されるという影響を被ることが予定されています。

（注6）上記（ア）及び（イ）のとおり、新株予約権細則に定められる手続に従い、特別委員会の勧告を踏まえて、新株予約権を行使できないと判断される場合があります。この場合、当社は本新株予約権全部を無償で取得したうえ、消却しなければならないとされています。

### （3）信託型ライツプランの終了・消却

#### 行使期間の終了

本新株予約権の行使期間は、原則として平成21年6月30日までに限られています。行使期間の終了とともに、新株予約権の効力はなくなります。

## 新株予約権の消却

上記(2)の権利発動事由発生時点後において新株予約権を行使することができない場合の無償取得及び消却に加え、当社は、権利発動事由発生時点までの間、いつでも、本新株予約権を消却することが適切であると判断する場合には、本新株予約権全部を無償で取得したうえ、これらを消却できるものとされています。

### 3. 信託型ライツプランの合理性を高めるための仕組み

#### (1) 導入に際しての株主総会の承認

信託型ライツプランの導入に先立ち、本定時株主総会において新株予約権の有利発行にかかわる本議案の特別決議をお願いすることにより、本新株予約権を不適切な企業買収に対する防衛策として採用することの是非を株主の皆様にご判断いただくものとしております。

#### (2) 有効期間の限定

本新株予約権の行使期間は原則として平成21年6月30日までの3年間(ただし、権利発動事由が発生した場合には、発生した日から4ヵ月間)とされており、かかる3年経過後において信託型ライツプランを継続する場合には、再度株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。

### ( 3 ) 新株予約権の消却可能性

当社は、権利発動事由発生時点までの間、いつでも本新株予約権全部を無償で取得したうえ、消却することができるものとされています。いわゆる委任状勧誘合戦の結果、買収者により選任された取締役によって構成される取締役会もこの無償取得及び消却権限を有するため、議決権行使による株主の皆様ご意思表示が機能することが確保されているといえます。

### ( 4 ) 行使することができない客観的条件の設定

買収提案が当社や当社の株主等ステークホルダーの皆様ご利益を害することがない場合等には、新株予約権者は新株予約権を行使することができないように、客観的条件が定められています。

### ( 5 ) 独立社外者のみからなる特別委員会の設置

当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外の有識者により構成される特別委員会が、買収提案の内容について十分な情報収集、検討を行い、信託型ライツプラン発動の必要性の有無等について取締役会に勧告を行います。また、特別委員会は、当社の費用負担により、外部の専門家（投資銀行、証券会社、弁護士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとされています。

#### 4. 信託型ライツプランが株主の皆様にご与える影響等

##### (1) 信託型ライツプラン導入時

信託型ライツプランの導入に伴って株主の皆様に必要な手続等は特にありません。また、株主の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。本新株予約権の行使期間は、原則として平成21年6月30日までに限られています。行使期間の終了とともに、本新株予約権の効力はなくなります。

##### (2) 信託型ライツプラン発動時

###### 発動に伴って必要となる株主の皆様の手続

信託型ライツプラン発動時においては、新株予約権の交付を受けられる株主の皆様を特定する基準日を設定するために、株式分割等を行うことがありますので、その場合、当社が別途ご案内する内容に従い、基準日に間に合うように名義書換手続をしていただくこととなります。

新株予約権の交付を受けられた受益者たる株主の皆様が、新株予約権を行使する際には、当社所定の新株予約権行使請求書等を提出するとともに取得する普通株式1株当たり1円の払込をお願いいたします。行使により、原則として1個の新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。

なお、本新株予約権の交付にかかる手続に際しては、法令に基づく本人確認手続が必要となります。

## 発動時に株主の皆様にご与える影響

基準日に先立ち名義書換を行わず新株予約権の交付を受けられない、又は交付を受けられた新株予約権を行使しない等の株主の皆様（買収者等を除きます。）は、その所有している株式が希釈化されることとなります。

買収者等も新株予約権を行使することができない結果、その所有する株式が希釈化されるといふ影響を被ることとなります。

### （３）権利発動事由発生時点後における信託型ライツプラン消却時

上記２．（２）の権利発動事由発生時点後において新株予約権を行使することができない場合、当社は本新株予約権全部を無償で取得したうえ、これらを消却します。

この場合、株主の皆様（買収者等を除きます。）および買収者等が所有している株式が希釈化されないこととなり、また株式の価格形成が変動するおそれがあります。

## 二．新株予約権発行の要領

- ( 1 ) 募集新株予約権の申込期日  
平成18年 7 月 3 日 ( 月曜日 )
- ( 2 ) 募集新株予約権の割当日  
平成18年 7 月 3 日 ( 月曜日 )
- ( 3 ) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

本新株予約権 1 個の目的となる株式の数 ( 以下「割当株式数」という。 ) は、 1 株とする。ただし、割当株式数は下記 ( 19 ) により調整される。

本新株予約権の目的となる株式の総数は、70,000,000株とする。ただし、下記 ( 19 ) により割当株式数が調整される場合には、当該調整後の割当株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

- ( 4 ) 新株予約権の総数  
70,000,000個とする。
- ( 5 ) 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
無償
- ( 6 ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により交付する株式 1 株当たりの払込金額 ( 以下「行使価額」という。 ) を 1 円とし、これに割当株式数を乗じた額とする。
- ( 7 ) 新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
中央三井信託銀行株式会社 本店

( 8 ) 新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月3日(月曜日)から平成21年6月30日(火曜日)までとする。

上記( 8 ) にかかわらず、平成21年6月30日以前に権利発動事由(下記( 9 ) (カ)で定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日の翌営業日から4カ月経過した日までとする。

上記( 8 ) 及び において、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる時は、その翌営業日を最終日とする。

( 9 ) 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、平成18年7月3日(月曜日)から平成21年6月30日(火曜日)までの間に権利発動事由が生じた場合に限り、

( i ) 買収者(下記( 9 ) (セ)で定義される。)、

( ) 当該買収者の共同保有者(下記( 9 )

(オ)で定義される。)、

( ) 当該買収者の特別関係者(下記( 9 )

(サ)で定義される。)、

( ) 上記( i ) から( ) 記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は

( ) 上記( i ) から( ) 記載の者の関連者(下記( 9 ) (エ)で定義される。)、

のいずれにも該当しない者のみが、これを行することができる。

なお、本発行要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、別段の定めのない限り、当該各号に定めるところによる。

(ア)「株券等」とは、証券取引法(昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含む。以下同じ。)第27条の23第1項に規定する株券等をいう。



- (イ)「株券等所有割合」とは、証券取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。
- (ウ)「株券等保有割合」とは、証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
- (エ)「関連者」とは、実質的に、買収者が支配し、買収者に支配されもしくは買収者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又は買収者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。
- (オ)「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者及び同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者をいう。
- (カ)「権利発動事由」とは、下記(a)ないし(e)に記載される者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、(i)特定大量保有者に該当したことを示す公表がなされた日から10日間(ただし、当社取締役会は、新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に、その者が特定大量保有者ではなくなったことを示す公表がなされた場合及びその者が下記(e)に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)、又は( )当社の株券等について公開買付けの公告を行った日から10日間(ただし、当社取締役会は、新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。)が経過した(当該期間中に、その者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%未満となった旨の証券取引法第27条の13第1項に規定する公告等を行った場合及びその者が下記(e)に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)ことをいう。

- ( a ) 当社又は当社の子会社
- ( b ) 当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者である旨当社取締役会が認めた者であって、特定大量保有者になった後10日間(ただし、当社取締役会は、新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者
- ( c ) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく当社の特定大量保有者になった者である旨当社取締役会が認めた者(ただしその後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)
- ( d ) 当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権を発行時に取得し、所有している者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)
- ( e ) 買収が当社の利益に反しないと当社取締役会が新株予約権細則に従い認めた者(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)
- (キ)「権利発動事由発生時点」とは、権利発動事由が発生した時点をいう。
- (ク)「公開買付け」とは、証券取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けのうち、同法第27条の2第1項に規定する買付け等におけるその者の所有(これに準ずる者として証券取引法施行令第7条第3項で定める場合を含む。以下本(9)において同じ。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる場合のことをいう。

- (ケ)「公表」とは、多数の者の知り得る状態に置かれたことをいい、証券取引法第27条の23又は同法第27条の25に規定する報告書の提出及び当社が行う証券取引所の規則に基づく適時開示を含む。
- (コ)「新株予約権細則」とは、当社取締役会が別途定める新株予約権細則をいう。
- (サ)「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。
- (シ)「特定大量保有者」とは、上記(カ)(a)ないし(e)に記載される者を除く一又は複数の者であって、当社の株券等について、20%以上の株券等保有割合を保有する者又は保有すると当社取締役会が認めた者をいう。
- (ス)「買収」とは、買収者が当社の株券等を取得又は所有することもしくは公開買付けを行うことをいう。
- (セ)「買収者」とは、上記(カ)又は(ク)に規定するその者をいう。

上記(9)の規定にかかわらず、買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、( )次の(ア)から(オ)に規定する事由がいずれも存在しない場合、又は( )当該(ア)から(オ)の事由のうち一もしくは複数が存在するにもかかわらず、新株予約権の行使を認めることが当該事由との関係で相当でない場合には、新株予約権は行使することができない。なお、( )又は( )の場合に該当するか否かについては、新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。

- (ア)当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値を損なうことが明白であること

- (イ) 当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、又はこれを取得した後、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと
- (ウ) 当該買収に係る取引の仕組みが買収に応じることを当社の株主に強要するものであること
- (エ) 当該買収の条件（対価の価額・種類、買収の時期、買収方法の適法性、買収実行の蓋然性、買収後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値に鑑み不十分かつ不適切であること
- (オ) 上記（ア）から（エ）のほか、当該買収又はこれに係る取引が当社の最善の利益（当社の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。）を害する重大なおそれがあること

上記（９）の規定のほか、買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、次の（ア）及び（イ）記載の条件が充足された場合には、新株予約権は行使することができない。なお、これらの条件が充足されるか否かについては、新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。

- (ア) 当社取締役会が提示又は賛同する、当該買収とは別の代替案が存在し、
- (イ) 当該代替案が当社に係る支配権の移転（特定の者が当社の総株主の議決権の過半数を保有することとなる行為をいう。）を伴う場合で、かつ下記（a）から（d）記載の条件がすべて満たされる場合
  - (a) 当該買収が当社が発行者である株式すべてを現金により買い付ける旨の公開買付けのみにより実施されること

(b) 当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み当社の企業価値を損なうことが明白でないこと

(c) 当該買収に係る取引の仕組みが買収に応じることを当社の株主に強要するものでないこと

(d) 当該買収又はこれに係る取引が当社の最善の利益を害する重大なおそれがないこと

上記(9) 及び のほか、適用のある外国法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が新株予約権を行使するために、(ア) 所定の手続の履行、(イ) 所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足又は(ウ) その双方(以下併せて「準拠法行使手続・条件」という。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行又は充足された場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、当社は、準拠法行使手続・条件を履行又は充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

受託者は、受託者の地位に基づいて新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が、上記(9) から の規定に従い新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(10) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、上記(9) 又は に従い新株予約権を行使することができない場合には、それぞれの事由が生じた日に、すべての新株予約権者から新株予約権全部を無償で取得する。

上記(10)のほか、当社は、権利発動事由発生時点までの間、当社取締役会が新株予約権を消却することが適切であると判断する場合には、当社が別に定める日が到来したときに、すべての新株予約権者から新株予約権全部を無償で取得することができる。

(11) 新株予約権の消却

当社は、上記(10)又はに従い新株予約権全部を取得した場合には、取締役会決議によりこれらを消却しなければならない。

(12) 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

増加する資本金は、行使価額に、下記(14)により行使の効力が生じたすべての新株予約権の数を乗じた額全額とし、資本準備金は増加しない。

(13) 新株予約権の行使の方法及び行使請求場所

新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書(当該新株予約権者が上記(9)記載の( )から( )のいずれにも該当せず、かかるいずれの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明、保証条項および補償条項を含む。)に行使する新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権行使に要する書類並びに会社法(平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。)、証券取引法その他の法令及びその関連法規(証券取引所の定める規則等を含む。)において適宜要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)並びに本新株予約権に係る新株予約権証券(以下「新株予約権証券」という。)が発行された場合には、新株予約権証券を添えて払込取扱場所に提出し、かつ当該行使に係る新株予約権の目的となる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払込むことにより行われるものとする。なお、新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使することができるものと

し、かかる個別行使に際して残余の新株予約権がある場合には、当社は、当該新株予約権の個別行使の日付と残余の新株予約権の個数を新株予約権原簿に記載又は記録するものとし、かつ新株予約権証券が発行された場合には、当該新株予約権の個別行使の日付と残余の新株予約権の個数を新株予約権証券に記載するか、残余の新株予約権の個数を表章する新株予約権証券を当該新株予約権者に交付するものとする。

(14) 新株予約権行使の効力発生時期

新株予約権の行使請求の効力は、上記(13)の規定に従い、行使に係る新株予約権行使請求書及び添付書類並びに新株予約権証券が発行された場合には新株予約権証券が、払込取扱場所に到着した時とする。新株予約権の行使の効力は、かかる新株予約権の行使請求の効力が生じる場合であって、かつ当該行使に係る新株予約権の目的となる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生ずるものとする。

(15) 新株予約権行使により発行した株式の第1回目の剰余金配当

新株予約権の行使により発行される当社普通株式に対する最初の剰余金の配当は、行使の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ新株予約権の行使があったものとみなしてこれを行う。

(16) 新株予約権の譲渡制限

譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(17) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求あるときに限り発行する。

(18) 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての新株予約権を三井アセット信託銀行株式会社に割り当てる。

(19) 割当株式数の調整

当社は、本新株予約権の割当日の後、株式の分割又は併合を行う場合は、割当株式数を次に定める算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後割当株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{分割又は} \\ \text{割当株式数} & = & \text{割当株式数} & \times & \text{併合の比率} \end{array}$$

(20) 法令の改正等による修正

本新株予約権の割当日の後、法令の新設又は改廃により、本発行要領に定める条項、用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、本発行要領に定める条項、用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。



### 第5号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式 の数
1	齊藤 潔 (昭和22年1月25日生)	昭和48年3月 当社入社 昭和57年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成8年6月 当社代表取締役社長 平成13年6月 当社最高執行責任者 平成17年6月 当社代表取締役会長、最高経営責任者 現在に至る	736,628株
2	樽見 耕作 (昭和17年10月17日生)	昭和41年4月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成7年6月 当社常務取締役 平成9年6月 当社専務取締役 平成13年6月 当社代表取締役、副社長 平成17年6月 当社代表取締役社長、最高執行責任者 平成18年4月 同 品質保証部門担当 現在に至る	20,590株
3	小池 満也 (昭和19年7月17日生)	昭和42年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成13年6月 当社取締役を退任 当社執行役員 平成14年6月 当社上級執行役員 平成15年6月 当社取締役、常務執行役員 平成17年6月 当社代表取締役、副社長、社長補佐 現在に至る	21,800株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式 の数
4	近藤 仁 (昭和21年9月21日生)	昭和45年6月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成13年6月 当社取締役を退任 当社執行役員 平成15年6月 当社取締役、常務 執行役員 平成17年6月 同 事業統括部門 担当 現在に至る	19,040株
5	田口 裕史 (昭和22年1月18日生)	平成10年4月 当社入社理事 インダストリア デ アシエント スペリ オル S.A. DE C.V. 出向取締役社長 平成13年6月 日産自動車株式会社 入社 平成13年10月 同社第一海外販売本 部中国室主管 平成14年4月 同社中国事業室主管 平成15年1月 当社入社顧問 平成15年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役、常務執 行役員 平成18年4月 同 海外事業統括 部門担当 現在に至る  〔他の法人等の代表状況〕 平成16年7月 タチエス エンジニ アリング U.S.A. INC. 取締役会長 現在に至る 平成16年9月 タチエス カナダ LTD. 取締役社長 現在に至る 平成16年10月 タチエス エンジニ アリング ヨーロッ パ S.A.R.L. 取締役 社長 現在に至る 平成17年6月 インダストリア デ アシエント スペリ オル S.A. DE C.V. 取締役会長 現在に至る 平成17年12月 広州泰李汽車座椅 有限公司董事長 現在に至る 平成18年2月 鄭州泰新汽車内飾 件有限公司董事長 現在に至る	13,100株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式 の数
6	松下和好 (昭和26年7月4日生)	昭和49年4月 当社入社 平成9年4月 テクノトリム INC. 出向主幹 平成9年6月 同社取締役社長 平成13年4月 当社第一営業チ ームリーダー 平成15年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社常務執行役員 現在に至る 平成17年6月 当社取締役、営業 部門担当 現在に至る	8,300株
7	三木浩之 (昭和28年10月3日生)	平成12年1月 日産自動車株式会 社商品企画商品戦 略室主管 平成13年4月 同社企画統括部長 平成16年4月 当社入社顧問 平成16年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社取締役、常務 執行役員 平成18年4月 同 開発部門担当 現在に至る	7,100株
8	工藤恭一 (昭和25年1月11日生)	平成11年2月 三菱信託銀行株式 会社理事大宮支店長 平成13年4月 富士機工株式会社 出向経営企画チ ームリーダー 平成13年5月 同社経理チ ームリ ーダー 平成15年4月 同社入社 平成15年6月 同社執行役員 平成16年6月 同社取締役 平成17年6月 同社常務取締役 現在に至る 当社取締役 現在に至る	200株
9	木津川迪洽 (昭和22年3月19日生)	昭和50年4月 第一東京弁護士会 登録 谷川八郎法律事務 所勤務 昭和52年4月 木津川迪洽法律事 務所設立 平成11年4月 クローバー法律事 務所設立 現在に至る	0株

- (注) 1. 取締役候補者工藤恭一氏は、富士機工株式会社の常務取締役を兼務し、当社は同社との間に部品仕入れ等の取引関係があります。
2. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 工藤恭一氏、木津川迪洽氏は社外取締役候補者であります。

#### 第6号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役坪井道好氏が辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式 の数
川崎 守 (昭和23年2月23日生)	昭和45年4月 当社入社 平成8年4月 当社第一営業チーム リーダー 平成13年4月 当社営業部門理事 平成13年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社常務執行役員 現在に至る 平成17年6月 当社取締役、購買 部門担当 現在に至る	8,500株

- (注) 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第7号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役である河合弘之氏及び宮下卓也氏の補欠の社外監査役として、あらかじめ補欠の社外監査役の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式 の数
一 法 師 信 武 (昭和19年9月16日生)	昭和46年8月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所(現KPMG)入所 昭和50年3月 公認会計士登録 昭和51年1月 監査法人東京丸の内事務所(現監査法人トーマツ)入所 平成17年2月 税理士登録 平成17年4月 東北大学会計大学院教授 現在に至る	0株

(注) 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

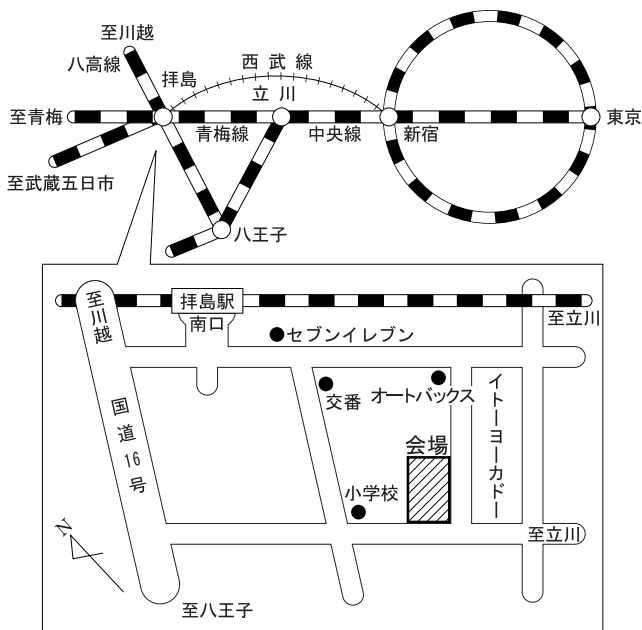
本總會終結の時をもって取締役を退任される川崎 守氏及び監査役を退任される坪井道好氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める基準に従って、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
川 崎 守	平成17年6月 当社取締役 現在に至る
坪 井 道 好	平成14年6月 当社監査役 現在に至る

以 上

## 株主総会会場ご案内図



会場 東京都昭島市松原町3丁目3番7号  
当社 本社 3階 講堂  
( JR青梅・八高・五日市線、西武拝島線 )  
( 拝島駅下車 徒歩約12分 )



環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。